③　農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション

家畜排せつ物や稲わら等の資源の循環利用、農薬及び肥料の適正な使用の確保等を通じて、環境と調和のとれた農業生産を様々な地域で推進することにより、農業の自然循環機能を維持増進し、持続可能な農業の確立を図る。

その一環として、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく環境保全型農業直接支払制度を通じて、地域でまとまりを持った環境保全型農業の取組や、農業者の技術向上や消費者の理解増進等を図る活動を推進する。

農業が環境に与える影響や効果を検証し、農業が消費者等にもたらす多様な便益についても明らかにしつつ、関係者間のコミュニケーションの促進や優良事例の共有を図るとともに、環境に配慮した農産物の生産者と実需者のネットワークの構築等による多様な販路の構築等を推進する。

3．農村の振興に関する施策

農村は、農業の持続的な発展の基盤として国民に食料を安定供給するとともに、国土の保全や水源の涵養などの多面的な機能の発揮の場でもあることから、こうした役割が十分に発揮されるよう、農村の振興を図ることが必要である。

しかし、農村、とりわけ中山間地域等においては、我が国が直面する高齢化や人口減少が都市部に先駆けて進行しており、集落機能や地域資源の維持にも影響が生じるとともに、地域の特性に応じた付加価値の高い農産物の生産・加工・販売等の活動の展開が困難となるなど厳しい状況にある。また、こうした問題は、政府として、これまでにない危機感を持って、総力を挙げて解決すべき重要な課題となっている。

一方、近年、若者を中心に農村の魅力の再発見が進み、都市と農村を人々が行き交う「田園回帰」の流れが生まれつつあるなど、農業・農村の価値が再認識され、農村の活性化につながる動きも見られる。

こうした変化に的確に対応しつつ、魅力ある農村づくりの取組を進めていくためには、地域の様々な経営規模の農業者や、家族農業経営や法人経営、兼業農家など経営形態等が異なる農業者、さらには地域住民や農村外の人材が、年齢や性別等にかかわりなく幅広く参画し、その有する能力等を最大限発揮していくことが重要である。

こうした観点に立ち、中山間地域の農業・農村が果たす役割の重要性にも配慮しつつ、地域コミュニティ機能の発揮等による農地等の地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現、農村における雇用の確保と所得の向上、都市と農村の交流や都市住民の移住・定住の促進等の取組を「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定）等を踏まえ、関係府省の連携の下、総合的に推進する。

⑴　多面的機能支払制度の着実な推進、地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等

集落において高齢化や人口減少が進行する中で、小規模な農家や兼業農家、高齢者、地域住民等も含め、地域全体でのコミュニティ機能の発揮等により、地域の共同活動を通じて営まれる農地等の資源の維持・継承、住みやすい生活環境の実現に向けた取組を推進する。

①　多面的機能の発揮を促進するための取組

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、多面的機能の適切かつ十分な発揮による恵沢を国民が享受することができるよう、環境保全型農業の普及促進とともに、地域コミュニティによる活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援を行う。

ア　多面的機能支払制度

将来にわたって多面的機能の維持・発揮を図るとともに、担い手への農地集積等構造改革を後押しするため、地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の資源の基礎的な保全活動（農地維持支払）や質的向上を図る活動（資源向上支払）を支援する。

また、これら多面的機能支払制度が計画的かつ効果的に実施されるよう、第三者委員会による取組状況の点検や制度の効果等の検証を行い、施策に反映する。

イ　中山間地域等直接支払制度

中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するための中山間地域等直接支払制度を引き続き実施することにより、条件不利地域における農業生産活動を維持し、これを通じた多面的機能の確保を図る。

その際、中山間地域等における高齢化や人口減少の著しい進行を踏まえ、女性、若者等の集落活動への参画や広域での集落協定に基づく複数集落が連携した活動体制づくり、条件が特に厳しい超急傾斜地における農業生産活動への支援など、集落の維持、強化に向けた取組を推進する。

②　「集約とネットワーク化」による集落機能の維持等

農村において、地域全体でコミュニティ機能を維持する観点から、地域の実情を踏まえつつ、複数の集落群（小学校区程度の規模）において、生活サービスの機能（診療所、介護・福祉施設、保育所、公民館等）や農産物の加工・販売施設など産業振興の機能を基幹集落へ集約した「小さな拠点」と、交通網の整備や情報化などによるこれらの拠点と周辺集落のネットワークの形成を推進する。

こうした取組を推進するに当たり、単独では生活サービスの提供や農地等の管理が困難な集落を中心に、地域住民が主体となり、農地の保全や農業・生活関連施設の再編・整備、地域資源の活用方策、それらに係る地域のあるべき土地利用の姿などを明らかにする、地域の将来ビジョンの策定を推進する。

将来ビジョンの策定とそれに基づく土地利用計画の策定等の取組が円滑に行われるよう、住民間で徹底した話合いを行う際の専門知識を持ったアドバイザーの派遣、地域活性化のコーディネーターの育成支援等サポート体制の充実を図るとともに、農地の保全や農業・生活関連施設の再編・整備、計画的な土地利用を実現するための環境整備を進める。

今後、大規模経営体と小規模農家への二極分化、土地持ち非農家や不在地主の増加、地域外の担い手による通い耕作など、農業・農村の構造変化が見込まれる中で、農地や農業用施設の維持や管理等における、多様な関係者による役割分担等の在り方について検討する。

農村において従来から集落営農組織等が行ってきた農家等の生活サポート等の地域の暮らしを支える取組を一層促進するとともに、地域ごとに異なるニーズに柔軟に応え得る組織の立ち上げや業務展開等を推進する。

③　深刻化、広域化する鳥獣被害への対応

野生鳥獣の増加による被害の深刻化、広域化に対応するため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）に基づき、鳥獣被害対策の実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊（民間隊員は市町村の非常勤公務員）の設置促進及び体制の強化等の取組を推進する。

特に、捕獲活動の一層の強化に向けて、都市部の人材の活用も含めた捕獲従事者の育成・確保を図るとともに、ＩＣＴ等を用いた効果的かつ効率的な新技術の開発・普及や獣種の特性に応じた捕獲対策を推進するほか、捕獲した鳥獣の食肉利用など地域資源としての有効活用を推進する。

関係府省の連携の下、農作物被害のみならず生活環境に係る被害への対策や県域を越える複数市町村が連携して行う広域的対策を含め、行政、生産者団体、現場等の関係者が一体となった地域の実情に応じた取組を推進する。